

八潮監告示第4号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、八潮市長及び八潮市教育委員会教育長から令和4年度定期監査(令和4年度前期分)の結果に係る措置状況の報告があったため、別紙のとおり公表する。

令和5年4月18日

八潮市監査委員 村 川 大 志

八潮市監査委員 林 雄 一

八潮市監査委員 村川大志様
八潮市監査委員 林雄一様

八潮市長 大山忍

令和4年度定期監査（令和4年度前期分）の指摘事項について（通知）

令和5年3月27日付け八潮監発第85号により提出された令和4年度定期監査（令和4年度前期分）の指摘事項について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

(1) 伝票関係

①普通旅費について

- ・普通旅費において、鉄道賃の請求誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（アセットマネジメント推進課）

②支払について

- ・業者が納品していないものの請求書を送付したことに対し、市が支払いを行ったものが認められた。（健康増進課）

(2) 契約関係

①契約締結について

- ・賃貸借契約をしていた機器の返還に要する費用を負担する契約を行っているものが認められた。（スポーツ振興課）

(3) 会計年度任用職員関係

①報酬・給料について

- ・勤務時間の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（保育課）
- ・勤務日数の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。

（商工観光課）

②時間外勤務手当について

- ・時間外勤務の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（納税課）

③期末手当について

- ・期末手当基礎額の算定誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。
（新型コロナウイルス対策課、子育て支援課、保育課、商工観光課）

(4) その他

①切手等について

- ・ハガキの使用について、受払簿に記入していない状況が認められた。
（区画整理課）

2 措置内容

別紙「令和4年度定期監査（令和4年度前期分）措置事項報告書」のとおり

令和4年度定期監査（令和4年度前期分）措置事項報告書

指摘事項	措置状況
<p>(1) 伝票関係</p> <p>①普通旅費について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通旅費において、鉄道賃の請求誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（アセットマネジメント推進課） <p>②支払について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者が納品していないものの請求書を送付したことに対し、市が支払いを行ったものが認められた。（健康増進課） 	<p>過払い25円の戻入をしました。今後は路線情報検索を的確に利用して出張先から勤務先と自宅を比較し、安価な経路を請求するようにします。</p> <p>（アセットマネジメント推進課）</p> <p>本件については、納品を受け、支払いが済んでいた請求に対し、業者側よりその翌月にすでに支払いが済んでいる旨を記載した実際の請求額のない請求書が送付され、当該請求書に記載された支払い済み額を請求額と誤認し、支払ってしまったものです。</p> <p>内容の確認を徹底し、二重に支払うことがないように、起票者、決裁者とも確認を徹底します。</p> <p>なお、当該支払い分については、業者より返戻を受けております。</p> <p>（健康増進課）</p>
<p>(2) 契約関係</p> <p>①契約締結について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約をしていた機器の返還に要する費用を負担する契約を行っているものが認められた。（スポーツ振興課） 	<p>契約受注者と、お互いの契約書を確認し、返還に要する費用は受注者負担と明記されていることを確認し、返金してもらいました。</p> <p>（スポーツ振興課）</p>

(3) 会計年度任用職員関係

①報酬・給料について

・勤務時間の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。(保育課)

勤務時間の集計誤りについては、出勤簿の確認が不十分であったため、支給額に誤りが生じました。対象職員に対しては内容を説明のうえ、精算しました。

今後は複数人によるチェックを徹底するなど再発防止に努めます。

(保育課)

・勤務日数の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。

(商工観光課)

会計年度任用職員の雇用確認通知書の基礎データとなる採用予定報告書において、勤務日時を誤ったために発生したものです。

対象職員に事情を説明し、発生した過払い分につきましては、1月給与分から差し引いて対応しました。

今後、同様の誤りがないよう、入力者の他、会計年度任用職員本人も含め複数人で確認し、再発防止に努めてまいります。

(商工観光課)

②時間外勤務手当について

・時間外勤務の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。(納税課)

会計年度任用職員の4月の時間外勤務手当について、2名の総務人事課への報告を入れ違えて報告していました。該当者に説明したうえで、1月支給時に清算いたしました。今後は、確認を徹底します。

(納税課)

③期末手当について

・期末手当基礎額の算定誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。

(新型コロナウイルス対策課、子育て支援課、保育課、商工観光課)

期末手当基礎額の根拠となる、令和3年12月から令和4年5月までの勤務時間について、勤務実績報告表の確認が不十分であったため、集計に誤りがあり、支給額が不足してしまいました。また、期末手当の対象ではない、令和3年11月16日から11月30日までの勤務実績を含めて、期末手当基礎額を算定してしまったため、支給額に過払いが発生してしまいました。

対象職員に対しては内容を説明のうえ、過払い金については、返還を依頼しました。不足額については、令和5年4月15日に支払います。

今後は、勤務実績報告表を確認するにあたり、シフト表、出勤簿等の照合を複数人で実施するなどチェックを徹底し、再発防止に努めます。

(新型コロナウイルス対策課)

対象者に説明の上、謝罪し、速やかに未払い分を支給しました。今後は、出勤簿の確認を徹底し遺漏のないよう努めます。

(子育て支援課)

期末手当基礎額の算定誤りについては、勤務時間の集計誤りにより、支給額に誤りが生じました。対象職員に対しては内容を説明のうえ、精算しました。

今後は複数人によるチェックを徹底するなど再発防止に努めます。

(保育課)

会計年度任用職員の雇用確認通知書の基礎データとなる採用予定報告書において、勤務日時を誤ったために発生し

<p>(4) その他</p> <p>①切手等について</p> <p>・ハガキの使用について、受払簿に記入していない状況が認められた。</p> <p>(区画整理課)</p>	<p>たものです。</p> <p>対象職員に事情を説明し、発生した過払い分につきましては、1月給与分から差し引いて対応しました。</p> <p>今後、同様の誤りがないよう、入力者の他、会計年度任用職員本人も含め複数人で確認し、再発防止に努めてまいります。</p> <p>(商工観光課)</p> <p>使用したハガキの枚数を受払簿に記入をいたしました。</p> <p>(区画整理課)</p>
---	--

八潮教総第43号
令和5年4月14日

八潮市監査委員 村川 大志 様
八潮市監査委員 林 雄一 様

八潮市教育委員会
教育長 井上 正人

令和4年度定期監査（令和4年度前期分）の指摘事項について（通知）

令和5年3月27日付け八潮監発第85号により提出された令和4年度定期監査の指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

伝票関係

普通旅費において、鉄道賃の請求誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（指導課）

2 措置内容

別紙「令和4年度定期監査（令和4年度前期分）措置事項報告書」のとおり

令和4年度定期監査（令和4年度前期分）措置事項報告書

指摘事項	措置状況
<p>(1) 伝票関係</p> <p>①普通旅費について</p> <p>・普通旅費において、鉄道賃の請求誤りにより支給額を誤っているものが、認められた。</p>	<p>令和4年7月25日の出張について、用務先から直接帰宅の場合、復路は目的地から勤務地の額と目的地から居住地までの額を比較し、安価な経路で支給しなければならないところ、往路（自宅から用務地まで）と同額を支給しておりました。</p> <p>（誤）1,736円⇒（正）1,642円 （過払い）94円</p> <p>ご指摘後、直ちに過払いについて戻入処理を行い、対応済みでございます。</p> <p>今後、用務先から直接帰宅する場合は、必ず出張命令票に経路図を添付のうえ、金額を確認することを所属長から指示し、課内全職員で共有いたしました。引き続き、再発防止に努めて参ります。</p>